

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	大戸川ダム水理検討業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所長 谷口 昭一 滋賀県大津市大萱 1-19-32
契約締結日	令和 6年 1月31日
契約の相手方の氏名及び住所	国立研究開発法人土木研究所 茨城県つくば市南原 1 番地 6
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥42,000,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥42,000,000-
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、大戸川ダムにおける常用洪水吐きについて、水理模型実験による放流能力等や洪水吐き配置の実現可能性を検討するものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、大規模かつ特殊な実験設備が必要である。</p> <p>過年度の同種業務の発注実績としては、業務の実施を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施し、公募の結果、応募者があり、応募要件を満たすと認められる者がいる場合、特定の者と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請しプロポーザル方式に移行する参加者の有無を確認する公募手続きにより実施してきたところである。</p> <p>直近3回（平成27年度、平成28年度、令和元年度）に参加者の有無を確認する公募手続きを行ってきたが参加意思確認書の提出がなく、簡易公募プロポーザル方式手続きを行っても参加者が上記1者であると想定されるため、今後も競争が働きにくいと考えられる。</p> <p>このことから、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出者がなかったため、上記業者を契約の相手方とするものである。</p> <p>なお、上記業者は過年度に実施した同様の業務において求める品質を満足する成果を収めていることから、本業務を実施するために必要な高度な専門知識と幅広い知識を有しており、契約の相手方として適切であると認められる。</p> <p>随意契約の根拠法令 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>
備 考	